

守谷市議会公式 YouTube 運用方針

令和4年11月8日

守谷市議会事務局

守谷市議会では、YouTube（ユーチューブ）を活用した情報発信を行うに当たり、「守谷市議会ソーシャルメディアガイドライン」に基づいて、次のとおり守谷市議会公式 YouTube チャンネル（以下「本チャンネル」という。）の運用方針を定めます。本チャンネルは、運用方針に合意した上で利用してください。

1 情報発信の目的

守谷市議会の活動を中心に撮影した映像情報を発信することにより、YouTube を広報媒体の一つと位置づけ、守谷市議会の活動を効果的に発信すること。

2 利用するソーシャルメディアの種類

YouTube

3 チャンネル情報

(1) チャンネル名：守谷市議会公式チャンネル

(2) チャンネル ID：UCrPc-RQbi2uxnYjaSGoV-_Q

(3) チャンネル URL：https://www.youtube.com/channel/UCrPc-RQbi2uxnYjaSGoV-_Q

4 情報発信の主な対象者

(1) 守谷市議会が発信する情報を総合的に取得したい方

(2) 市議会の活動やプロモーション活動に共感する方

5 情報発信の内容

情報発信の内容は、以下のとおりです。

(1) 守谷市議会の活動に関する情報

(2) その他運用責任者が必要と認める情報

6 チャンネル運用主体

守谷市議会事務局

7 運用責任者、担当者及び運用体制

(1) 運用責任者：守谷市議会議長

(2) 担当者：守谷市議会事務局職員、その他運用責任者が認める者

なお、投稿に当たっては、運用責任者の承認（決裁）のもと行うこととします。

8 発信の頻度、タイミング

平日の午前8時30分から午後5時15分までに、各担当者が必要に応じて不定期に投稿します。ただし、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

9 利用者からの投稿等への対応と方法

(1) 本チャンネルの動画に対するコメント等の手段により表明された意見・反応等について、返信はしません。ただし、運用責任者の判断で業務上必要があると認める場合は、返信することがあります。

(2) 本チャンネルからのチャンネル登録等を行いません。ただし、運用責任者の判断で業務上必要があると認める場合は、行うことがあります。

(3) 利用者が本チャンネルにコメント等を投稿するに当たり、以下のような内容の投稿を禁じます。利用者の投稿内容が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

ア 個人又は団体の秘密に関する情報

イ 守谷市議会又は他者の権利を侵害し、又はそのおそれのある情報

ウ 法律、法令等に違反し、又はそのおそれのある内容

エ 守谷市議会、特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はそのおそれのあるもの

オ 政治、宗教活動を目的とするもの

カ 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれのあるもの

キ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

ク 人種、思想、信条等を差別し、若しくは差別を助長させ、又はそのおそれのあるもの

ケ 公の秩序又は善良の風俗に反し、又はそのおそれのある内容

コ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させ、又はそのおそれのあるもの

サ 有害なプログラム等

シ わいせつな表現などを含む不適切なもの

ス YouTube が定める利用規約に反する内容

セ その他守谷市議会が不適切と判断した内容

10 遵守事項

法令及び「守谷市議会ソーシャルメディアガイドライン」を遵守します。

11 著作権

- (1) 本チャンネルで発信している個々の情報（文章、写真、イラスト、動画等）に関する著作権は、守谷市議会又は守谷市議会に情報提供いただいている提供元に帰属します。
- (2) 本チャンネルの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

12 免責事項

- (1) 守谷市議会は、本チャンネルにおける情報の正確性、完全性、有用性については細心の注意を払っていますが、それを保証するものではありません。
- (2) 守谷市議会は、利用者が本チャンネルの発信情報を利用又は信用したこと若しくは利用することができなかつたことによって生じるいかなる損害について、一切責任を負いません。
- (3) 守谷市議会は、利用者により投稿されたコンテンツ（コメント・写真等）について、一切責任を負いません。
- (4) 守谷市議会は、本チャンネルに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合でも、一切責任を負いません。
- (5) 守谷市議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は中止をする場合があります。

13 お問い合わせ先

守谷市議会事務局

電話：0297-45-1111（代表）

FAX：0297-45-6528

メール：gikai@city.moriya.ibaraki.jp